



2018年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社タムロン  
代表者名 代表取締役社長 鯨坂司郎  
(コード番号 7740 東証第一部)  
問合せ先 上席執行役員経営企画室長 野中秀行  
(TEL. 048 - 684 - 9111 (代) )

## 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（ただし、社外取締役を除きます。以下、「取締役」といいます。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、取締役に対する本制度の導入に関する議案を2018年3月28日開催予定の第71期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的等

##### (1) 本制度導入の目的

取締役の報酬は、「基本報酬」と「賞与」で構成されており、このうち「基本報酬」については、長期業績連動報酬の性格を持たせるため、常勤取締役に対しては月額報酬の一定割合を自社株取得目的報酬とし、これを役員持株会を通じた自社株購入に充当することとしております。

今般、取締役の報酬体系を見直し、本制度を導入すると共に、自社株取得目的報酬及び賞与は廃止することといたしました。これにより、取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績連動報酬である、単年度の業績等に応じた現金報酬の「短期インセンティブ報酬」及び本制度による業績連動型株式報酬の「中長期インセンティブ報酬」で構成されることとなります。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を更に高めることを目的としております。

##### (2) 本制度導入と取締役報酬枠

取締役の報酬限度額は、2011年3月30日開催の第64期定時株主総会の決議において年額700百万円以内とすることをご承認いただいております。本株主総会においては、本制度導入に伴い、年額550百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）に変更すると共に、これとは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を支給する旨のご承認をお願いする予定です。

なお、変更後の報酬限度額と本制度に基づく株式報酬相当分を合わせた報酬枠は、従来の報酬限度額と同等となります。

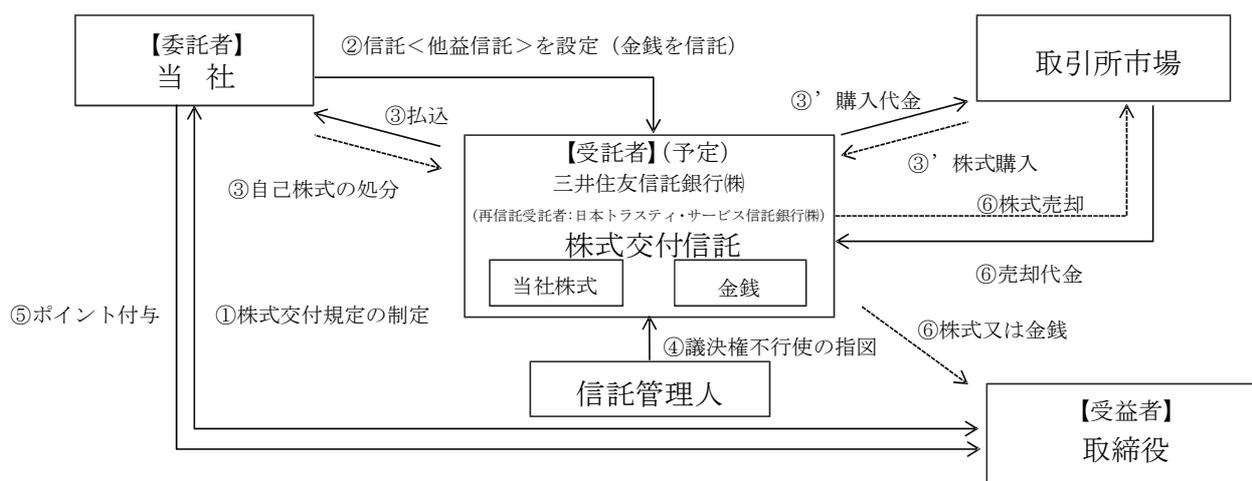
## 2. 本制度の概要

### (1) 本制度の仕組みの概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役に対し、当社の取締役会が定める株式交付規定に従って役位及び業績等に応じて付与するポイントに基づき、信託を通じて当社株式を交付する業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

本制度の仕組みの概要は、以下のとおりです。

#### <本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規定を制定します。
- ② 当社は一定の要件を満たす取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規定の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。  
なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して不行使の指図をし、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規定に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規定及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規定・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。  
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

### (2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、本信託を設定すると共に、後記（7）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれ

る数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を信託します。本信託は、後記（５）のとおり、当社が信託する資金を原資として、当社株式を取得いたします。なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

### （３）信託期間

信託期間は、2018年5月（予定）から2021年5月（予定）までの約3年間とします。ただし、後記（４）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

### （４）本信託に株式取得資金として信託される信託金の上限額

当社は、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定すると共に、本株主総会開催日の翌日から2021年3月の定時株主総会終結の日までの3年の間（以下、「対象期間」といいます。）に在任する取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、前記（３）の信託期間中に合計金450百万円を上限とする金銭を信託します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外市場を含みます。）を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の、当社株式の取得資金のほか、信託報酬、管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、信託期間を3年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。信託期間の延長が行われた場合には、当社は、取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金450百万円を上限とする金銭を本信託に追加信託します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内において後記（６）のポイント付与及び後記（７）の当社株式の交付を継続します。

ただし、前記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ付与済みポイントに相当する全ての当社株式の交付を受けていない取締役がある場合には、当該取締役が未交付の当社株式の交付を受けて当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### （５）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記（４）の株式取得資金の上限の範囲内で、取引所市場を通じてまたは当社からの自己株式処分による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（４）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

### （６）各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社の取締役会で定める株式交付規定に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規定に定めるポイント付与日に、役位及び業績等に応じたポイント（※）を付与します。ただし、取締役に付与するポイントの総数は、信託期間中に240,000ポイントを上限とします。

※：業績に応じたポイントは、対象期間中の各事業年度における業績目標の達成度及び中期経営計画の業績目標の達成度に応じて設定します。

(7) 各取締役に対する当社株式の交付

取締役は、前記(6)で付与を受けたポイントの数に応じて、後記の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社の経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規定及び信託契約に定めることにより、取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考：本信託の概要)

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社  
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：当社取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社及び当社役員等と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：2018年5月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：2018年5月（予定）
- ⑨ 信託の期間：2018年5月（予定）～2021年5月（予定）
- ⑩ 信託の目的：株式交付規定に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上